

秦野市障害福祉計画

(第5期 平成30年度～平成32年度)

秦野市障害児福祉計画

(第1期 平成30年度～平成32年度)

(案)

秦野市

目 次

障害福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1	根拠法令	1
2	計画策定の趣旨及び経過	1
3	計画の基本的理念	1
4	計画策定にあたっての基本的な視点	2
5	本市の障害福祉施策の特色	2
6	障害福祉サービスの体系イメージ図	4

第2章 平成32年度までの目標値の設定

1	施設入所者の地域生活への移行	5
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
3	地域生活支援拠点等の整備	6
3	福祉施設の利用者の一般就労への移行	6

第3章 福祉サービスごとの見込量

1	必要な福祉サービスの見込み	8
2	見込量確保のための方策	15

第4章 地域生活支援事業について

1	市が実施する地域生活支援事業に関する考え方	16
2	市が実施する地域生活支援事業の内容	16
3	実施する事業の内容及び各年度における量の見込み	17
4	見込量確保のための方策	25

障害児福祉計画

第5章 計画の基本的な考え方

1	根拠法令	26
2	計画策定の趣旨及び経過	26
3	計画の基本的理念	26
4	計画策定にあたっての基本的な視点	27

5	本市の障害福祉施策の特色	27	
6	障害福祉サービスの体系イメージ図	28	
第6章 平成32年度までの目標値の設定			
1	障害児支援の提供体制の整備等	29	
第7章 福祉サービスごとの見込量			
1	必要な福祉サービスの見込み	30	
第8章 障害福祉計画の期間及び見直し時期			
1	計画の期間について	33	
2	見直し時期について	33	
第9章 計画の達成状況の点検及び評価			33

障害福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 根拠法令

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年法律第123号）第88条第1項

2 計画策定の趣旨及び経過

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう平成18年4月に障害者自立支援法（平成25年4月より「障害者総合支援法」に改正）が施行されたことに伴い、この法律に基づいて「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

この計画は、障害者総合支援法に定める福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業などの平成32年度末における必要量を見込むとともに、その提供体制の確保のための方策を定めるものです。

本市では、これまで平成18年度から平成29年度までの3か年ごとを計画期間とする第1期～第4期障害福祉計画を策定し、その推進を図ってきました。

このたび、これまでの計画の実施状況や課題などを踏まえた計画の改定を行い、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間とする第5期障害福祉計画を策定します。

また、第5期障害福祉計画と同時に第1期障害児福祉計画を策定し、必要量の見込等を定め、計画的にその提供体制を確保します。

3 計画の基本的理念

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき平成27年3月に策定した「秦野市障害者福祉計画（第4期）」の理念を継承し、地域での暮らしを重視した支援体制の整備に努めるとともに、「かながわの障害福祉グランドデザイン」の趣旨を踏まえ、すべての人が、障害の有無にかかわらず、社会のあらゆる活動に参加し、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される社会の構築に向けて、「ひとりひとりを大切にする」ことを基本的理念とします。

「第4期秦野市障害者福祉計画」における3つの基本理念

- ◎ すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる
- ◎ すべての人が、安全・快適に地域でいきいきと暮らす社会をつくる
- ◎ 一人ひとり、お互いに理解しあい、協力しあえる社会をつくる

4 計画策定にあたっての基本的な視点

この計画の策定にあたっては、本市の地域特性などを踏まえ、以下の6点を基本的な視点と考えています。

(1) 地域生活に向けて

「施設・病院の生活」から「地域での生活」への移行に向け、地域での暮らしを支える基盤を整備します。

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

障害者の自立と社会参加を促進するため、個々の生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備に加え、自己選択や自己決定が尊重される利用者本位の支援を促進します。

また、障害児についても、身近な地域において、年齢や成長に応じて、適切な支援を受けられるよう、家族を含めた支援体制の整備を促進します。

(3) 一人ひとりの障害特性等に配慮した施策の展開

障害者の自立した生活を支援するためのケアマネジメントの充実を図り、個々の障害の特性やその置かれている状況等に応じた適切なサービスを提供します。

(4) 発達障害や高次脳機能障害などへの対応

発達障害や高次脳機能障害などの障害については、個々の日常生活の困難さに応じた地域生活支援事業による必要な支援の充実を図っていきます。

(5) 県及び障害保健福祉圏域ネットワークとの連携

障害福祉サービスの実施主体が市町村に一元化されたことを踏まえ、専門的・広域的支援を担う県及び障害保健福祉圏域ネットワークとの連携を強化します。

(6) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について

障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図っていきます。(施行期日：平成30年4月1日)

5 本市の障害福祉施策の特色

(1) 相談支援・就労支援体制の充実

相談支援事業を始めとした地域の障害福祉施策の推進について協議するため、障害者支援委員会を設置し、障害者の支援体制を強化しています。

平成29年10月に民設民営の地域生活支援拠点施設として整備した、秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」により訪問相談、広域連携及び相談支援専門員の育成等の事業を実施するなど、相談支援の充実を図っていきます。

また、障害者が地域で安心して暮らせる自立社会を実現するため、障害者を雇用するとともに、就労支援の拠点として、障害福祉サービス事業所等関係機関・団体と連携し、事業展開を図っていきます。

(2) 相談機能のネットワーク化

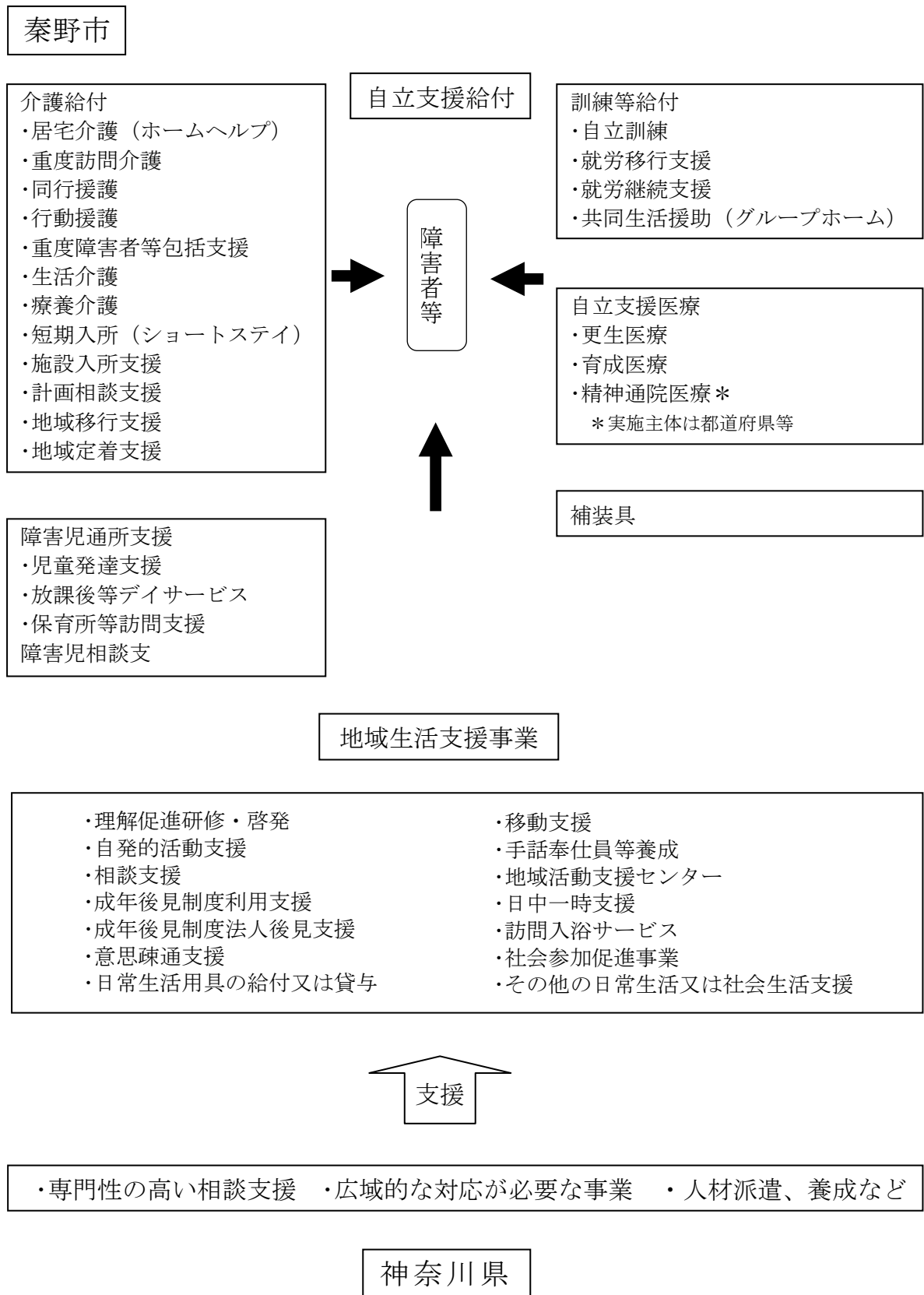
障害者が、身近な地域で福祉サービスの適切な選択や生活相談、情報提供を受けることができるよう、市内の障害福祉サービス事業所、障害者団体、関係機関等で構成する「秦野市障害者支援懇話会」を活用した、三障害の連携を強化し、総合的、横断的な解決を図っていきます。

(3) 地域生活に向けての施設機能の活用

施設については、「住まいの場」としての機能に加え、防災拠点などの地域へのサービス提供機能など、施設利用者のためだけにとどまらない、地域社会を支える機能が求められています。

そこで、広く地域で生活する障害者等を支援するため、県と共同し、障害者地域生活サポート事業などを推進し、施設の多様性、専門性及び地域性に着目した施設機能の充実を図っていきます。

6 障害福祉サービスの体系イメージ図



第2章 平成32年度までの目標値の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成28年度末の施設入所者数(A)	196人	
【目標値】(B) 地域生活移行者数	18人 (9.2%)	(A)のうち、平成28年度末から平成32年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
平成32年度末の施設入所者数(C)	190人	平成32年度末の地域生活移行支援者数の見込(B)及び新たな入所者数等を勘案
【目標値】(D) 入所者減少見込	6人 (3.1%)	差引減少見込数 (A-C)

【取組の方向】

平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の9.2%(18人)が地域生活に移行し、平成32年度末の施設入所者数は、3.1%(6人)の減少を目指します。

そのために、グループホームの充実を図るとともに、地域移行支援の実施や相談支援などの地域生活支援事業を推進し、施設機能の活用を図るなど地域生活への移行を支援していきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療(精神科医療・一般医療)、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要となります。

【取組の方向】

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、平成32年度までに協議会や専門部会といった保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針に基づき、平成29年10月に民設民営の地域生活支援拠点施設、秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」の整備を行いました。

【取組の方向】

地域生活拠点等が担う必要な機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の見直しを随時行い、拠点としての機能の充実・発展を図っていきます。

4 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

項目	数値	備考
平成28年度の年間一般就労者数	17人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成32年度の年間一般就労者数	26人 (79%)	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	44人	平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数の見込数
【目標値】平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数	53人	平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数
【目標値】就労支援事業所ごとの移行率	3割	平成32年度の就労移行支援事業所全体のうち、一般就労移行率3割以上の事業所の割合

【取組の方向】

平成 32 年度の年間における福祉施設利用者が一般就労に移行する人数を、平成 28 年の実績（17 人）の約 1.5 倍（26 人）に、また、同じく就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末実績の 2 割以上増加（53 人）に、就労移行支援事業所のうち、就労移行率 3 割以上の事業所を平成 32 年度に全体の 3 割以上とすることを目指します。

本市では、障害者支援委員会や障害者支援懇話会を設置し、地域における就労支援や相談支援などの共通課題に取り組み、今後も障害者の地域生活に向けた幅広い支援を行っていきます。

また、秦野市地域生活支援センター「ばれっと・はだの」が中心となり、障害者の雇用や生活支援も含めた総合的な就労支援に向けた事業展開の充実を図っていきます。

第3章 福祉サービスごとの見込量

1 必要な福祉サービスの見込み

- (1) 各年度における指定障害福祉サービス、計画相談支援又は地域相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 各年度の1か月当たりの見込量

ア 訪問系サービス

- ・ 居宅介護(ホームヘルプ)

入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行います。

- ・ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者や重度の知的障害又は精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。

- ・ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供と移動の援護などを行います。

- ・ 行動援護

行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

- ・ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
2, 8 0 4 時間分 (1 0 9 人分)	2, 6 8 6 時間分 (1 1 9 人分)	3, 0 1 1 時間分 (1 2 1 人分)
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
3, 1 2 6 時間分 (1 2 9 人分)	3, 3 2 0 時間分 (1 3 6 人分)	3, 4 8 6 時間分 (1 4 3 人分)

- ・ 三障害に対応した身近な地域におけるサービス提供を保障する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

イ 日中活動系サービス

- (7) **生活介護**（主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、日常生活上の支援、生産活動などの機会の提供を行います。）

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
7, 475 人日分 (389 人分)	7, 608 人日分 (398 人分)	7, 960 人日分 (412 人分)
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
8, 278 人日分 (428 人分)	8, 609 人日分 (445 人分)	8, 953 人日分 (463 人分)

（※「人日分」：月間の利用人員×平均利用日数）

- 生活介護事業の対象者へのサービス提供を保障する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

- (4) **自立訓練（機能訓練）**（身体障害者や難病患者などが地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。）

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
36 人日分 (3 人分)	46 人日分 (3 人分)	44 人日分 (4 人分)
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
44 人日分 (4 人分)	44 人日分 (4 人分)	44 人日分 (4 人分)

- 施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、必要なサービス見込量を設定します。

- (5) **自立訓練（生活訓練）**（知的・精神障害者が地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。）

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
99 人日分 (5 人分)	64 人日分 (5 人分)	77 人日分 (5 人分)
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
92 人日分 (6 人分)	110 人日分 (7 人分)	132 人日分 (8 人分)

- 入所・入院から地域生活へ移行する人や、地域において親などと暮らす人で、自立生活を希望する人のニーズを勘案して、必要なサービス見込量を設定します。

- (イ) **就労移行支援**（就労を希望する人に、知識や能力向上のための訓練などを一定期間の支援計画に基づき行います。）

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
804人日分 （45人分）	805人日分 （44人分）	811人日分 （45人分）
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
865人日分 （47人分）	919人日分 （50人分）	972人日分 （53人分）

- 福祉施設から一般就労への移行を目指す人や特別支援学校卒業者、退院可能な精神障害者の退院時のニーズを勘案して、必要なサービス見込量を設定します。

- (オ) **就労継続支援A型**（自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用契約に基づく就労が可能な者に対し、働く場の提供や、生産活動にかかる知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。）

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
190人日分 （10人分）	296人日分 （16人分）	267人日分 （15人分）
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
267人日分 （15人分）	267人日分 （15人分）	267人日分 （15人分）

- 福祉施設における就労継続支援を強化する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

- (カ) **就労継続支援B型**（就労移行支援事業などを利用したが、一般企業などの雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人に、働く場の提供や、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練を行います。）

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
5,308人日分 （355人分）	5,403人日分 （356人分）	5,743人日分 （372人分）
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
6,088人日分 （394人分）	6,453人日分 （418人分）	6,840人日分 （443人分）

- ・ 福祉施設における就労の場を確保する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

(キ) **就労定着支援**（障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。）

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
20人分	25人分	31人分

- ・ 就労以降支援及び就労継続支援の過去の実績を踏まえて、一般就労に移行した人数を勘案し見込み人数を設定します。

(ク) **療養介護**（病院などの施設において、機能訓練や療養上の管理、看護、日常生活上の援助などを行います。）

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
10人分	10人分	11人分
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
12人分	13人分	14人分

- ・ 児童福祉法などの改正を踏まえて、必要なサービス見込量を設定します。

(ケ) **短期入所(ショートステイ)**（介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。）

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
473人日分 (84人分)	459人日分 (85人分)	426人日分 (90人分)
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
[福祉型]		
413人日分 (87人分)	433人日分 (92人分)	454人日分 (96人分)
[医療型]		
34人日分 (8人分)	36人日分 (8人分)	38人日分 (9人分)

- ・ サービス未利用者の潜在的なニーズも考慮するとともに、障害者等はもとよりその家族を支援するという視点から必要なサービス見込量を設定します。

ウ 居住系サービス

- (7) 共同生活援助(グループホーム)(日中に就労又は就労継続支援などのサービスを利用している人に対し、主として夜間に、共同生活の場において相談や日常生活上の援助を行います。)

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
1 4 3 人分	1 4 7 人分	1 4 5 人分
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 5 0 人分	1 5 5 人分	1 6 0 人分

- ・ 施設入所者の地域生活への移行や、退院可能な精神障害者の退院時のニーズなどに対応したサービス提供を確保する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

- (イ) 施設入所支援 (介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練又は就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。)

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
1 9 2 人分	1 9 6 人分	1 8 6 人分
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 7 7 人分	1 6 8 人分	1 6 0 人分

- ・ 施設入所者の地域生活への移行に係る数値目標を踏まえて、サービス見込量を設定します。

エ 計画相談支援

・ サービス利用支援

障害者等の心身の状況、その他おかれている環境、障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用する障害福祉サービス等の種類と内容等を定めた「サービス等利用計画案」を作成し、事業者やその他の者との連絡調整などを行い、障害福祉サービス等の種類と内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。

・ 継続サービス利用支援

障害者等又は障害者の保護者が、支給決定の有効期間内において、継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利

用計画が適切かどうか、一定の期間ごとに利用状況を検証し、その結果や障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービス等の利用に関する意向などを勘案しつつ、サービス等利用計画を変更し、新たな支給決定や支給決定の変更が必要であると認められる場合は、障害者等又は障害児の保護者に対して、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
1 3 3 人分	1 3 1 人分	1 3 1 人分
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 3 1 人分	1 3 1 人分	1 3 1 人分

- ・ 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児の人数が対象となるように見込みます。

オ 地域相談支援

- (7) **地域移行支援**（障害者支援施設に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者に、住宅の確保や地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。）

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
1 人分	1 人分	1 人分
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 人分	1 人分	2 人分

- ・ 施設入所者の地域生活への移行に係る数値目標を踏まえて、サービス見込量を設定します。

- (4) **地域定着支援**（居宅において単身で生活している障害者や家族の状況により、同居している家族の支援が受けられない障害者と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して緊急の事態等が生じたときの相談等を行います。）

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
1 人分	2 人分	1 人分
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 人分	1 人分	1 人分

- ・ 単身障害者、同居している家族による支援の受けられない障害者や地域生活移行者数等を勘案して、サービス見込量を設定します。

【指定障害福祉サービス等の必要量の見込み一覧】（1か月当たりの見込量）

サービス種別	平成 29 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	3,011 時間分 (121 人分)	3,126 時間分 (129 人分)	3,320 時間分 (136 人分)	3,486 時間分 (143 人分)
生活介護	7,960 人日分 (412 人分)	8,278 人日分 (428 人分)	8,609 人日分 (445 人分)	8,953 人日分 (463 人分)
自立訓練 (機能訓練)	44 人日分 (4 人分)	44 人日分 (4 人分)	44 人日分 (4 人分)	44 人日分 (4 人分)
自立訓練 (生活訓練)	77 人日分 (5 人分)	92 人日分 (6 人分)	110 人日分 (7 人分)	132 人日分 (8 人分)
就労移行支援	811 人日分 (45 人分)	865 人日分 (47 人分)	919 人日分 (50 人分)	972 人日分 (53 人分)
就労継続支援 A 型	267 人日分 (15 人分)	267 人日分 (15 人分)	267 人日分 (15 人分)	267 人日分 (15 人分)
就労継続支援 B 型	5,743 人日分 (372 人分)	6,088 人日分 (394 人分)	6,453 人日分 (418 人分)	6,840 人日分 (443 人分)
就労定着支援	—	20 人分	25 人分	31 人分
療養介護	11 人分	12 人分	13 人分	14 人分
短期入所 (福祉型)	426 人日分 (90 人分)	413 人日分 (87 人分)	433 人日分 (92 人分)	454 人日分 (96 人分)
短期入所 (医療型)		34 人日分 (8 人分)	36 人日分 (8 人分)	38 人日分 (9 人分)
共同生活援助	145 人分	150 人分	155 人分	160 人分
施設入所支援	186 人分	177 人分	168 人分	160 人分
計画相談支援	131 人分	131 人分	131 人分	131 人分
地域移行支援	1 人分	1 人分	1 人分	2 人分
地域定着支援	1 人分	1 人分	1 人分	1 人分

※ 「人日分」：月間の利用人員×平均利用日数

2 見込量確保のための方策

(1) 多様な事業者の参入の促進

市内既存サービス提供基盤を引き続き確保するとともに、県と協力して、情報提供を行うことなどにより、NPO法人等新たなサービス提供事業者が参入しやすいように努めます。

(2) 地域生活移行のための支援

施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を図るため、「地域移行支援」や「地域定着支援」を活用し、グループホーム、一般住宅等への移行を推進します。

また、グループホームに入居する人に対して、家賃の一部を助成するなどグループホーム等の事業展開を積極的に支援していきます。

(3) 障害福祉サービス等拠点事業所の活用

障害特性により支援が困難なケースや、緊急的な支援が必要なケースに、24時間 365 日対応できる体制整備を目指し、湘南西部圏域の市町と連携し、障害福祉サービス等地域拠点事業所の活用を図ります。

(4) 就労に向けての支援

障害者が地域で安心して暮らせる自立社会を実現するため、障害者を雇用するとともに、就労支援の拠点として、障害福祉サービス事業所等関係機関・団体と連携し、事業展開を図っていきます。

(5) ケアマネジメント体制の整備

障害福祉サービス等利用者へのサービス等利用計画等の適切な導入を図るため、秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」や特定相談支援事業者等との連携を図り、人材の養成を含めた質の高いケアマネジメント体制を整備します。

第4章 地域生活支援事業について

1 市が実施する地域生活支援事業に関する考え方

(1) 「第4期秦野市障害者福祉計画」の理念の具現化

本市は、「第4期秦野市障害者福祉計画」において掲げた三つの基本理念と本市独自の地域特性を踏まえ、「生きるちから 働くちから 自律の支援」を目指して、障害者等の地域生活を支援する事業を展開していきます。

(2) 施策推進の方向

ア 相談支援体制を充実・強化し、障害者等が日常生活の中で直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」を取り除くことができるよう、必要なサービスを提供していきます。

イ 発達障害者や高次脳機能障害者などの障害については、個々の日常生活の困難さに応じた地域生活支援事業などにより、引き続き、必要な支援を行っていきます。

ウ 県と市が実施するそれぞれの地域生活支援事業を効果的に利用しながら、障害者等に対する手厚い支援体制を構築していきます。

2 市が実施する地域生活支援事業の内容

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、次の地域生活支援事業を実施していきます。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業
- (11) 訪問入浴サービス事業
- (12) 日中一時支援事業
- (13) 障害者社会参加促進事業

ア 点字広報等発行事業

- イ 重度身体障害者移動支援事業
- ウ 身体障害者歩行訓練事業
- エ 視覚障害者移動支援事業
- オ 障害者給食サービス事業

3 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

精神障害の正しい理解を図り、精神障害者の社会復帰や社会参加を促進するための事業を実施します。(平成 25 年度から、全面的に地域活動支援センターすみれ事業として実施し、平成 29 年度からは秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」で実施)

参考：実績 (29 年度は見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	1 5 回	1 7 回	2 0 回
年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込回数	2 0 回	2 0 回	2 0 回

(2) 自発的活動支援事業

知的障害者本人の会「こうぼうやま」の社会参加を推進するため、秦野市手をつなぐ育成会に委託し、知的障害者の社会参加活動などを支援します。

参考：実績 (29 年度は見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	1 箇所	1 箇所	1 箇所
年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
委託見込箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(3) 障害者相談支援事業

障害者が地域で生き生きと自立した生活を送ることができるよう、秦野市域生活支援センター「ぱれっと・はだの」において、三障害に対応した相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、障害者個々の障害の程度や特性に応じたきめ細やかな支援を実施していきます。

また、基幹相談支援センターとして、訪問相談、広域的な調整及び相談支援専門員の育成等の事業を実施していきます。

参考：実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	1 箇所	1 箇所	1 箇所
年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
委託見込箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。

参考：実績 (29 年度は見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	4 人	4 人	4 人
年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用見込者数	4 人	4 人	4 人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

コミュニケーションに障害のある聴覚及び言語機能障害者が安全な生活を送れるよう手話通訳者を市の窓口を設置するとともに、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施します。

参考：実績 (29年度は見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実設置者数 (手話通訳者設置)	97人	145人	145人
実利用者数 (手話通訳者派遣)	205人	227人	230人
年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実設置見込者数 (手話通訳者設置)	208人	208人	208人
実利用見込者数 (手話通訳者派遣)	263人	328人	350人
実利用見込件数 (要約筆記者派遣)	10件	20件	30件

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度身体障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の利便性の向上を図ります。

参考：実績 (29年度は見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付等件数	2,700件	2,812件	2,850件
年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
給付等見込件数 (介護・訓練支援用具)	16件	18件	20件
実利用見込者数 (自立生活支援用具)	20件	22件	24件
給付等見込件数 (在宅療養等支援用具)	15件	17件	19件
給付等見込件数 (情報・意思疎通支援用具)	20件	22件	24件
給付等見込件数 (排泄管理支援用具)	2,897件	3,041件	3,193件
給付等見込件数 【居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)】	7件	7件	7件

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者のコミュニケーションと情報を保障するため、秦野市聴覚障害者協

会に委託し、手話奉仕員、手話通訳者を養成するとともに手話通訳の環境を整備します。

参考：実績 (29年度は見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	14人	14人	12人
年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録見込者数	14人	14人	15人

(9) 移動支援事業

単独外出に支障がある障害者等が外出する際、付き添いのヘルパーを派遣し、社会参加などを促進します。

参考：実績 (29年度は見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	153人	216人	302人
年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用見込者数	334人	367人	400人
延利用見込時間数	17,034時間	18,717時間	20,400時間

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター「ひまわり」・「すみれ」（秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」）の市内2箇所で実施し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図り、地域生活支援を促進します。

参考：実績 (29年度は見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施見込箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
実利用見込者数	250人	260人	270人

(11) 訪問入浴サービス事業

在宅で入浴することが困難な身体障害者に入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、障害者が自らの意思で業者を選択できるよう複数の業者を登録するなどの環境整備を行い、地域における障害者の生活を支援します。

参考：実績 (29年度は見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	13人	22人	20人
年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用見込者数	22人	22人	22人

(12) 日中一時支援事業

障害者等を介護する家族などへ、一時的な休息を提供し、施設において障害者等への日中活動を支援します。

参考：実績 (29年度は見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	166人	222人	288人
年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用見込者数	352人	374人	400人

(13) 障害者社会参加促進事業

ア 点字広報等発行事業

希望者に対して点字広報、音声広報を発行するため、秦野市点訳赤十字奉仕団・秦野市録音奉仕会ひまわりに委託し、視覚障害者の情報を確保します。

参考：実績 (29年度は見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	2箇所	2箇所	2箇所
年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
委託見込箇所数	2箇所	2箇所	2箇所

イ 重度身体障害者移動支援事業

車椅子やベッドのままタクシーに乗って移動できるように、リフト付車両を運行するため、障害者の自由な移動をすすめるハンディキャブの会及び送迎ボランティアゆりの会に委託し、障害者の生活範囲を拡大します。

参考：実績 (29年度は見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
利用件数	6,219件	5,529件	5,750件
年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
委託見込箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
利用見込件数	6,000件	6,000件	6,000件

ウ 身体障害者歩行訓練事業

公園などにおいて歩行訓練を実施するため、秦野市身体障害者福祉協会に委託し、障害者等の社会参加の促進を支援します。

参考：実績 (29年度は見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	2箇所	2箇所	2箇所
年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
委託見込箇所数	2箇所	2箇所	2箇所

エ 視覚障害者移動支援事業

視覚障害者の社会参加を促進するため、秦野市誘導赤十字奉仕団に委託し、視覚障害者の生活範囲の拡大等を図ります。

参考：実績 (29年度は見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
利用者数	128人	147人	150人
年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
委託見込箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
利用見込者数	160人	160人	160人

オ 障害者給食サービス事業

日常の食生活に困っている障害者に対し、定期的に食事を配達するとともに、健康の保持、孤独感の解消、安否の確認を行い、障害者の在宅生活を支援します。

参考：実績 (29年度は見込み)	平成27年度 15人	平成28年度 12人	平成29年度 12人
年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用見込者数	13人	14人	15人

【市の地域生活支援事業の一覧】

事業名	見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施回数	20回	20回	20回	
(2) 自発的活動支援事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	
(3) 障害者相談支援事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	
	基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有	
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	4人	4人	4人	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	
(6) 意思疎通支援事業	実設置者数	208人	208人	208人	
	実利用者数	263人	328人	350人	
	実利用件数	10件	20件	30件	
(7) 日常生活用具給付等事業					
	介護・訓練支援用具	給付等件数	16件	18件	20件
	自立生活支援用具	給付等件数	20件	22件	24件
	在宅療養等支援用具	給付等件数	15件	17件	19件
	情報・意思疎通支援用具	給付等件数	20件	22件	24件
	排泄管理支援用具	給付等件数	2,897件	3,041件	3,193件
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等件数	7件	7件	7件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録者数	14人	15人	15人	
(9) 移動支援事業	実利用者数	334人	367人	400人	
	延利用時間数	17,034時間	18,717時間	20,400時間	
(10) 地域活動支援センター事業	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	
	実利用者数	250人	260人	270人	
(11) 訪問入浴サービス事業	実利用者数	22人	22人	22人	
(12) 日中一時支援事業	実利用者数	352人	374人	400人	
(13) 障害者社会参加促進事業					
	ア 点字広報等発行事業	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	イ 重度身体障害者移動支援事業	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		利用見込件数	6,000件	6,000件	6,000件
	ウ 身体障害者歩行訓練事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	エ 視覚障害者移動支援事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		利用見込者数	160人	160人	160人
オ 障害者給食サービス事業	実利用者数	13人	14人	15人	

4 見込量確保のための方策

- (1) 本市がこれまで実施してきた相談支援、人材育成、社会参加の促進などの取り組みを基礎に、障害福祉サービスを適正に組み合わせ、障害の程度や特性に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう努めます。
- (2) 障害者の地域生活を支援するため、地域におけるボランティアや障害者団体、NPO法人などの社会資源の活用により継続的なサービス提供を図ります。
- (3) 「秦野市障害者福祉計画」で示している障害者の地域生活を支える理念を広く共有し、障害者・家族、支援者との協働により地域生活支援事業の充実を図ります。
- (4) 障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度に関する相談に応じるとともに、制度が円滑に利用できるよう、助成制度の拡大を図るなど事業の推進を図ります。

障害児福祉計画

第5章 計画の基本的な考え方

1 根拠法令

児童福祉法第33条の20

2 計画策定の趣旨

障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図り、サービスの質の確保・向上を図ることを目的に、平成28年5月に児童福祉法の一部が改正されました。この改正により、市町村は、厚生労働省が定める基本指針に即して、「障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。

本市では、これまで、第4期障害福祉計画の中に、障害児支援についても必要量の見込等を定め、提供体制確保を図ってきました。

このたび、児童福祉法で義務付けられたことにより、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間とする「第1期障害児福祉計画」を策定します。この計画では、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保にかかる目標に関する事項及び各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量を定めます。

3 計画の基本理念

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき平成27年3月に策定した「秦野市障害者福祉計画（第4期）」の理念を継承し、地域での暮らしを重視した支援体制の整備に努めるとともに、「かながわの障害福祉グランドデザイン」の趣旨を踏まえ、すべての人が、障害の有無にかかわらず、社会のあらゆる活動に参加し、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される社会の構築に向けて、「ひとりひとりを大切にする」ことを基本的理念とします。

「秦野市障害者福祉計画（第4期）」における3つの基本理念

- ◎ すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる
- ◎ すべての人が、安全・快適に地域でいきいきと暮らす社会をつくる
- ◎ 一人ひとり、お互いに理解しあい、協力しあえる社会をつくる

4 計画策定にあたっての視点

(1) 地域における支援体制の整備

療育相談を窓口とし、児童発達支援センター、その他の障害児通所支援等と緊密に連携を図り、身近な地域において、年齢や成長に応じて、適切な支援が受けられるよう、障害児支援体制整備を図っていきます。

(2) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援等を活用し、育ちの場での支援に協力できるような体制を構築し、地域社会への参加を推進します。

(3) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児及び医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援の充実を図っていきます。

5 本市の障害児福祉施策の特色

(1) 早期療育の推進

ア 療育相談窓口の設置

児童の成長について相談に対応し、適切な支援が受けられるよう療育相談員を配置し、相談業務を実施しています。

イ ことばの相談室の設置

関係機関と緊密に連携をとり、ことば等の発達に遅れが疑われる児童を早期に発見し、発達検査を実施しています。また、支援が必要な児童に対して、個別訓練及びグループ訓練を実施しています。

ウ 乳幼児機能訓練の実施

身体面での発達に遅れが疑われる児童に対し、理学療法及び作業療法訓練を実施しています。

エ 児童発達支援事業所の設置

秦野市内にある児童発達支援事業所数が十分ではないため、支援が必要な児童に適切に支援を提供するため、秦野市児童発達支援たんぼぼ教室を設置し、運営委託しています。

(2) 地域支援の充実

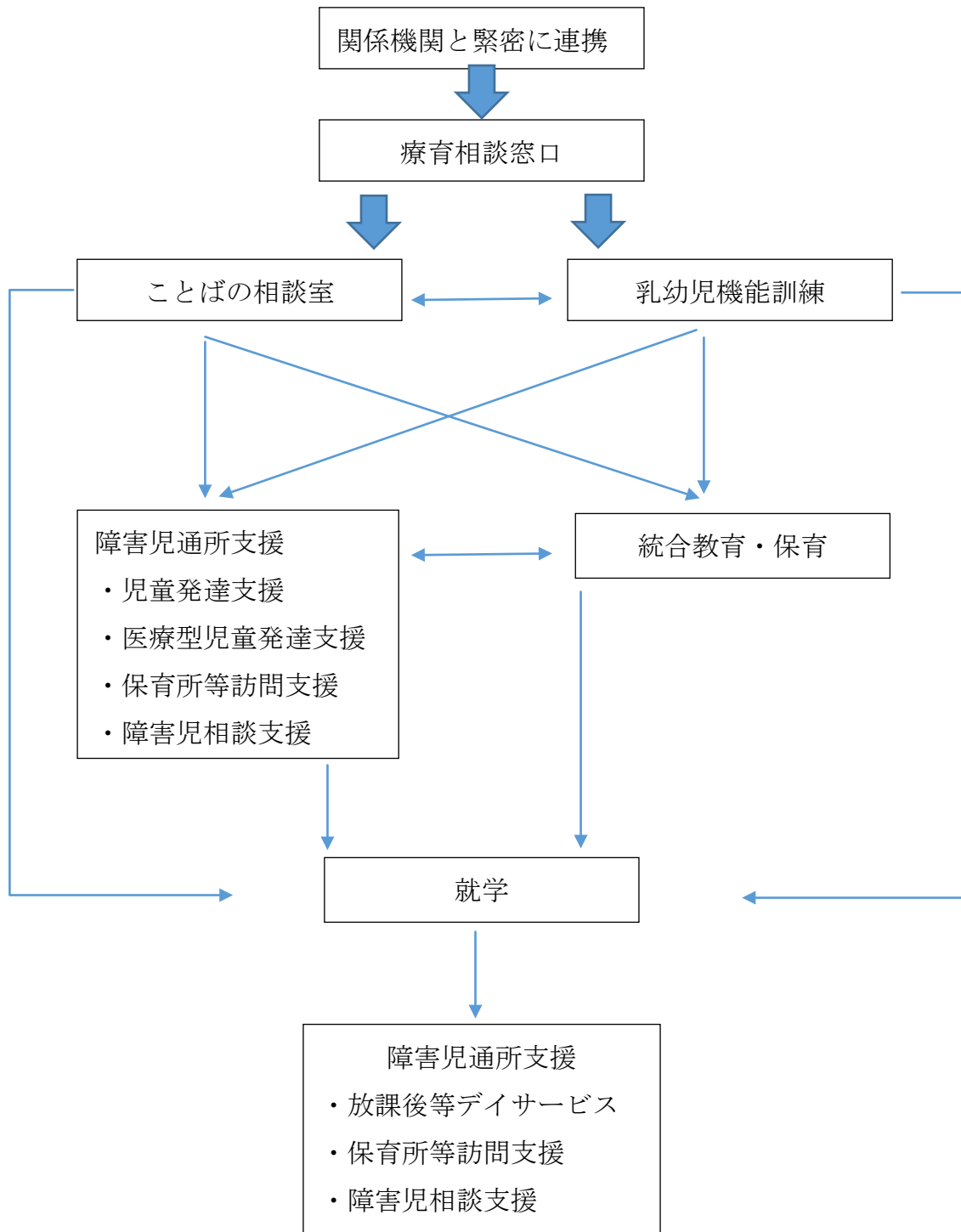
ア 統合教育・保育の実施

小学校に就学する前、保育園、こども園及び幼稚園に在園している、集団生活にスムーズに参加するために支援が必要な児童に対し、先生を配置し、支援を実施しています。

イ 巡回相談の実施

統合教育・保育対象児童の所属園に対し、適切な支援が実施できるよう、専門家を年に3回派遣し、助言・指導を実施しています。

6 イメージ図



第6章 平成32年度までの目標値の設定

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの確保

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。秦野市では現在2箇所設置されており、より重層的な地域支援体制の構築を目指します。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の確保

障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。秦野市では現在1箇所、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施しておりますので、引き続き地域社会への参加・包容を推進しつつ、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築していきます。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

児童発達支援については、秦野市児童発達支援事業所「たんぼぼ教室」で、重症心身障害児を含めた肢体不自由クラスを今後も継続していきます。

放課後等デイサービスについては、近隣市町村と連携し、サービスが円滑に利用できるよう努めます。また、市内での重症心身障害児の受け入れを推進します。

(4) 医療的ケア児の協議の場

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加しています。このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関等が連携を図るための協議の場の設置を目指します。

秦野市では、神奈川県障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業の重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク会議において、情報共有を図ります。

また、圏域での市町村協議の場も含め、設置に向けて神奈川県や圏域市町村と連携していきます。

第7章 福祉サービスごとの見込量

1 各年度における障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 各年度の1か月当たりの見込量

ア 障害児通所支援

- (7) **児童発達支援**（児童発達支援事業所や児童発達支援センターが障害児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与します。）

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1,106 人日分 (135 人分)	1,148 人日分 (140 人分)	1,189 人日分 (145 人分)	1,230 人日分 (150 人分)

- ・ 地域で質の高い療育を受けられる場を提供する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

- (4) **医療型児童発達支援**（上肢、下肢または体幹機能に障害があり、理学療法、医学的管理下での支援が必要と認められた児童について、通所を通して日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の付与等の訓練を行うことと併せて、治療を行います。）

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
0 人日分 (0 人分)	0 人日分 (0 人分)	0 人日分 (0 人分)	0 人日分 (0 人分)

- (7) **放課後等デイサービス**（就学している児童について、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の便宜を供与します。）

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
2,015 人日分 (215 人分)	2,350 人日分 (250 人分)	2,726 人日分 (290 人分)	3,102 人日分 (330 人分)

- ・ 学校教育との相乗効果により、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

- (1) **保育所等訪問支援**（保育所や児童が集団生活を営む施設等に通う障害児について、通所先の施設を訪問し、通所先施設の障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の便宜を供与します。）

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 人日分 (1 人分)	2 人日分 (2 人分)	3 人日分 (3 人分)	4 人日分 (4 人分)

- ・ 保育所等での障害児の受け入れや安定した利用を促進する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

- (オ) **居宅訪問型児童発達支援**（重症心身障害児等で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児について、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。）

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
0 人日分 (0 人分)	1 人日分 (1 人分)	1 人日分 (1 人分)	1 人日分 (1 人分)

イ 障害児相談支援

・ 障害児支援利用援助

障害児の心身の状況、その他おかれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用する障害児通所支援の種類と内容等を定めた「障害児支援利用計画案」を作成し、事業者やその他の者との連絡調整などを行い、障害児通所支援の種類と内容、担当者等を記載した「障害児支援利用計画」を作成します。

・ 継続障害児支援利用援助

障害児の保護者が、通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、障害児支援利用計画が適切かどうか、一定の期間ごとに利用状況を検証し、その結果や障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児通所支援の利用に関する意向などを勘案しつつ、障害児支援利用計画を変更し、新たな通所給付決定や通所給付決定の変更が必要であると認められる場合は、障害児の保護者に対して、給付決定等に係る申請の勧奨を行います。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
55 人分	70 人分	85 人分	100 人分

- ・ 障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、必要なサービス見込量を設定します。

ウ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

・医療的ケア児

医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児、または重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児者です。

・医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等の支援を総合調整することとなります。このため、研修受講の対象者は、主に相談支援専門員、保健師、訪問看護師等を想定しています。

また、この医療的ケア児等コーディネーターには、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められています。

・医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質・役割

医療的ケア児等コーディネーターには、次のような資質と役割が求められています。

- 医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験の蓄積
- 多職種連携を実現するための水平関係（パートナーシップ）の構築力
- 本人中心支援と自立支援を継続していくための家族との信頼関係づくり
- 医療的ケア児等の相談支援業務（基本相談、計画相談、ソーシャルワーク）
- 本人のサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する相談支援専門員のバックアップ
- 地域に必要な資源等の改善、開発に向けての実践力

平成 32 年度末までの配置人数見込

1 人

【指定障害福祉サービス等の必要量の見込み一覧】（1か月当たりの見込量）

サービス種別	平成 29 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	1,106 人日分 (135 人分)	1,148 人日分 (140 人分)	1,189 人日分 (145 人分)	1,230 人日分 (150 人分)
医療型児童発達支援	0 人日分 (0 人分)	0 人日分 (0 人分)	0 人日分 (0 人分)	0 人日分 (0 人分)
放課後等デイサービス	2,015 人日分 (215 人分)	2,350 人日分 (250 人分)	2,726 人日分 (290 人分)	3,102 人日分 (330 人分)
保育所等訪問支援	1 人日分 (1 人分)	2 人日分 (2 人分)	3 人日分 (3 人分)	4 人日分 (4 人分)
居宅訪問型児童発達支援	0 人日分 (0 人分)	1 人日分 (1 人分)	2 人日分 (2 人分)	3 人日分 (3 人分)
障害児相談支援	55 人分	70 人分	85 人分	100 人分
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	—	—	—	1 人

※ 「人日分」：月間の利用人員×平均利用日数

第 8 章 障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間及び見直し時期

1 計画の期間について

これらの計画の期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 3 か年とします。

2 見直し時期について

障害者総合支援法附則第 3 条の規定により、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画期間中に法の見直し等が行われた場合においては、必要に応じて、計画内容の見直しを行うこととします。

第 9 章 計画の達成状況の点検及び評価

これらの計画における福祉サービス見込量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行について、秦野市障害者支援委員会に諮り、達成状況の点検・評価を受けるとともに、結果に基づく所要の対策を実施します。

秦野市障害福祉計画
(第5期 平成30年度～平成32年度)

秦野市障害児福祉計画
(第1期 平成30年度～平成32年度)

編集・発行 秦野市福祉部障害福祉課

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

T E L 0463(82)5111 (代表)

0463(82)7616 (直通)

F A X 0463(82)8020

E-mail syougai - f@city.hadano.kanagawa.jp